

2017年(平成29年)4月13日

有限会社 立川美術学院
代表取締役 都 守 健 一 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事 理事長 和田 寿 昭



申 入 れ 書

私ども消費者機構日本(以下「当機構」という)は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレット等をご覧ください。

当機構に対して、貴社が運営する「立川美術学院(以下「本件学院」という)」の入学要項および講習会案内のお支払い欄に明記された学納金不返還条項について情報提供がありました。このため当機構で、当該の情報・入学要項及び本件学院に対する苦情等を検討した結果、本件学院の入学要項および講習会案内のお支払い欄に明記された納入済み学費等を不返還とする規定は、問題があるとの結論に達しました。

そこで当機構は貴社に対し、適格消費団体として消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり是正申入れを行います。

つきましては、本書面に対する貴社の文書による回答を2017年5月12日(金)までに当機構にお寄せください。(回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。)

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容等を当機構のホームページ等に公表いたします。

また、当機構は、消費者契約法第23条第4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして、消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 事務局 石 塚 英 司
専務理事 磯 辺 浩 一
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077

申入れ事項

第1 芸大・美大予備校通年コースの学費不返還条項

1 申入れの趣旨

貴社が運営する本件学院で使用している芸大・美大予備校通年コース（以下、「通年コース」という）の入学要項等に記載している次の条項を（以下、「本条項1」という）を内容とする意思表示を行わず、また、入学要項等からこれを削除することを求めます。

- (1) 入学要項 分納学費について【1】途中で退学する場合も年額分を完納すること※分納される方が退学する場合、未納分の学費を完納していただきます。
- (2) 入学要項 返金規定について「授業開始後の学費の返金は致しません（AO入試・推薦入試合格による退学も含む）」

2 申入れの理由

- (1) 貴社が運営する本件学院と受講生との受講契約（以下、「本契約」という）は民法上の準委任契約又は、これに類似する無名契約に該当します。そして、準委任契約は準委任者（本契約では、受講生）は原則としていつでも任意に本契約を解除することが認められております（民法656条、651条1項）。また、準委任契約に類似する無名契約であるとしても、その性質上、受講生がいつでも任意に本契約を解除することが認められております。そして、受講生は消費者であることから、貴社及び本件学院と受講生との契約については消費者契約法が適用になります。
- (2) 消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められております（消費者契約法第9条1号）。
- (3) ところが、貴社が運営する本件学院の通年コースの入学要項の返金規定には「授業開始後の学費の返還はいたしません。」との記載があり、退学の時期にかかわらず、授業開始後は、一切の学費の返還がない旨定められています。また学費を分納する場合についても、退学の際は、未納分の学費を完納する旨が定められています。しかし、授業開始後比較的早期であれば、退学が生じても、残余の受講期間の授業料全額に及ぶほどの平均的損害が貴社に生ずることはありません。
これらの点から、通年コースを退学した場合に、学費（教材費・施設設備費込み）の返金が一切ない、または未納分を完納とする本条項1は、平均的損害を超えた損害賠償の予定または違約金の定めであり、消費者契約法第9条1号に該当する不当条項と考えますので、上記申入れを行うものです。

あわせて当該条項削除後には、適正な返金規定を明示されることが望ましいと

考えます。

なお、受験予備校における受講者の退学に伴う授業料等の全額不返還条項について、適格消費者団体からの差止請求を認めた裁判例（平成26年4月14日大分地裁判決）を添付しましたので、参考にしてください。

第2 芸大・美大受験のための講習会の受講料不返還条項

1 申入れの趣旨

貴社が運営する本件学院で使用している芸大・美大受験のための夏期・冬期・入試直前などの講習会（以下、「講習会」という）の募集要項等に記載している「一旦納入された学費は理由の如何を問わずお返しできません。」（以下、「本条項2」という）を内容とする意思表示を行わず、また、募集要項等からこれを削除することを求めます。

2 申入れの理由

- (1) 申入れ事項1と同様、貴社が運営する本件学院と受講生との講習会においても、消費者契約法の適用となります。
- (2) 貴社が運営する本件学院の講習会の募集要項には「一旦納入された学費は理由の如何を問わずお返しできません。」との記載があります。講習会についても、退校の時期にかかわらず、受講料の返金が一切ないとする本条項2は、平均的損害を超えた損害賠償の予定または違約金の定めであり、消費者契約法第9条1号に該当する不当条項と考えますので、上記申入れを行うものです。

あわせて当該条項削除後には、適正な返金規定を明示されることが望ましいと考えます。

【添付資料】

1. 平成26年4月14日大分地裁判決

以上